別記第三十号の二様式別紙　職種一覧を次のように改める。

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務（経営者を除く）
3	調査研究
4	技術開発（農林水産分野）
5	技術開発（食品分野）
6	技術開発（機械器具分野）
7	技術開発（その他製造分野）
8	生産管理（食品分野）
9	生産管理（機械器具分野）
10	生産管理（その他製造分野）
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育（教員免許を有する者が行う教育）
20	教育（小学校・中学校・高等学校における語学教育）
21	教育（専修学校）
22	教育（各種学校）
23	教育（インターナショナルスクール）
24	教育（教育機関を除く）
25	翻訳・通訳
26	海外取引業務
27	企画事務（マーケティング，リサーチ）
28	企画事務（広報・宣伝）
29	会計事務
30	法人営業
31	CADオペレーション
32	調理
33	外国特有の建築技術
34	外国特有の製品製造
35	宝石・貴金属・毛皮加工
36	動物の調教
37	石油・地熱等掘削調査
38	パイロット
39	スポーツ指導
40	ソムリエ
41	介護福祉士
42	研究
43	研究の指導
44	教育（大学等）
45	記者
46	報道カメラマン
47	医師
48	歯科医師
49	薬剤師
50	看護師
51	接客（販売店）
52	接客（飲食店）
53	接客（その他）
54	製品製造
55	保健師
56	助産師
57	准看護師
58	歯科衛生士
59	診療放射線技師
60	理学療法士
61	作業療法士
62	視能訓練士
63	臨床工学技士
64	義肢装具士
65	弁護士
66	司法書士
67	弁理士
68	土地家屋調査士
69	外国法事務弁護士
70	公認会計士
71	外国公認会計士
72	税理士
73	社会保険労務士
74	行政書士
75	海事代理士
76	著述家
77	美術家・写真家
78	音楽家・舞台芸術家
79	宗教家
80	家事使用人
81	プロスポーツ選手
82	アマチュアスポーツ選手
83	インターンシップ
84	ワーキング・ホリデー
85	外国弁護士
86	サマージョブ
87	国際文化交流
88	EPA看護師
89	EPA介護福祉士
90	EPA看護師候補者
91	EPA介護福祉士候補者
92	EPA就学介護福祉士候補者
93	製造業外国従業員
94	家事支援者（国家戦略特区）
95	耕種農業支援者（国家戦略特区）
96	畜産農業支援者（国家戦略特区）
97	起業活動
98	その他のサービス職業従事者（他に分類されないもの）
99	農林漁業従事者
100	製品製造・加工処理従事者（金属製品）
101	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
102	機械組立従事者
103	機械整備・修理従事者
104	機械検査従事者
105	建設躯体工事従事者
106	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）
107	その他の建設・採掘従事者（他に分類されないもの）
108	運搬・清掃・包装等従事者
109	外交
110	公用
111	歯科技工士
112	言語聴覚士
999	その他

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の様式（次条において「旧様式」という。）による申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

第三条　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。